

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表令和 2年 4月 20日

事業所名 児童発達支援・放課後等デイサービス そら

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		1階部分117.44㎡において定員10名の療育スペースを十分確保しています。	
	2 職員の配置数は適切である	○		障害特性に応じたきめ細かで、安全に配慮した支援ができるよう基準以上に配置しています。	
	3 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		玄関ドア前のスロープ及びトイレや階段の手すりを設置し、室内の段差をほぼなくしております。	玄関から室内への13cmの段差にスロープを検討していきます。
業務改善	4 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		月1回2時間のスタッフ会議や毎朝の打ち合わせでは業務内容を検討し、そら独自の指導の充実を目指すべく、職員の意見を取り入れています。	
	5 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		サービス改善計画書に基づきアンケート調査を行いました。	
	6 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		ホームページで公開していますが、改善すべき点等については、会報として発信していく事を検討しています。	
	7 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		外部評価は行っていませんが、今後必要があれば検討していく方向です。
8 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		特別支援教育士SVから定期的に指導を受け実践につなげています。	R2年度より内部研修を充実させていきます。	
適切な支援の提供	9 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		初回時、時間をかけてアセスメントを行うとともに、子どもの発達、成長に応じて適宜アセスメントを行いニーズや課題を客観的に分析し計画を作成しています。	
	10 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		言語系のアセスメントはPVT-R。行動観察の際は新版K式発達検査を基にアセスメントしています。	特性に応じた適切で簡便な方法を取り入れアセスメントを確実にし、療育に役立てていきます。
	11 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		児童発達支援管理責任者が原案を立てスタッフで検討したものを実践しています。	スタッフが自主的に発案していくことも取り入れ、プログラムの充実を図っていきます。
	12 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		部分的に固定したものと、随時子どもの成長に合わせて変化させたものを取り入れています。	
	13 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○		無理のないゆったりした環境の中で平日の口腔訓練や遊びの時間を定着させ、長期休暇では活動と静養のリズムを設けています。	
	14 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる放課後等デイサービス計画を作成している	○		集団が小さいため難しさがありますが、計画は個別活動と集団活動を適宜組み合わせで作成しています。	
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		開始前には必ず打ち合わせをし、確認しています。	
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		その日の支援については指導記録を記入する際に打ち合わせをし、気付いた点や配慮する点は共有しています。	スタッフ全体が共有できるよう振り返りノートを活用したり、掲示板を活用するなどの工夫をしていきます。
	17 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援の課題が残れば次につながる取り組みを記録に残して活用しています。	検証・改善は保護者様とも適宜共有していきます。
18 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		6ヶ月ごと又、必要のある時は適宜モニタリング・アセスメントを行い、計画の見直しを行っています。		
19 ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせる支援を行っている	○		多様な活動を選び取れるよう支援し、意欲と自信を育てています。発達段階に応じて生活面の自立を目指しています。		

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童発達支援管理責任者が参画しています。	
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○		行事や下校時刻等の情報共有はもとより、保護者様の了解のもと、送迎時において子どもの状況について意見交換できています。	
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	○			医療的ケアを必要とする利用者様はありません。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○			必要に応じ今後、情報共有していく方向です。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	○			対象の利用者様がおられませんが、今後、移行があれば支援内容等を提供していく方向です。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		必要な場合は、今後も積極的に助言や研修を受けていきます。	
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		前年度の保護者様アンケートの結果では半数の方が特に希望されていませんでした。	機会があれば希望される保護者様において障害のない子どもさんとの交流を計画していく方向です。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	○		積極的に参加しています。	
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		普段から面談や連絡帳を用いて情報共有しています。緊急の場合は送迎時に状況を伝えあったり、メールや電話でも確認しています。	
29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○		ペアレント・トレーニングというプログラムの提供は行っていませんが、対応について特別支援教育士SVの助言をもとに保護者支援を行っています。		
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に丁寧に説明しています。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		随時、保護者様からの子育ての悩み等に対して、アドバイスも含め対応しています。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		前年度のアンケート結果、多忙な日常において希望される方は半数となり、支援できていませんでした。	アンケートを基に保護者様同士の連携の支援の在り方を検討していきます。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○		苦情受付機関を設置し、保護者様に周知しています。苦情に対し迅速に誠意あふれる対応を心がけています。	
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		行事予定は毎月の利用予定表に記載しています。中断しましたが月一回のお便りと、適宜お知らせなどを配布しています。	
	35	個人情報に十分注意している	○		個人情報の書類保管は施錠し、利用者様の名前はイニシャルで表記。退職後も職員には個人情報保護の誓約をとっています。	
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		送迎時に子どもさんの様子などを伝えメールやラインで質問を受けたり応答しています。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○			これから少しずつ、地域の人達とも関わっていく方向です。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○	保護者様への周知の徹底を今後も図っていきます。	
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	1年ごとに避難訓練の計画を立て、定期的に行っています。	
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	研修に行った者がスタッフ会議で報告したり、研修記録の回覧を行っています。	何を持って虐待ととらえるのかを共通認識して職場の虐待行為の防止をはかります。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○	運営規定に身体拘束の禁止の項目を記載しています。対象者はいません。	
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	対象児はいませんが契約時に書類で確認しています。	
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	事例集を作成して、朝礼等で共有しています。	